

令和6年7月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年7月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後3時30分から午後3時44分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10番 :	今井 輝子
委 員 :	11番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12番 :	本間 浩
委 員 :	13番 :	三浦 幸子	委 員 :	14番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16番 :	吉村 優作
委 員 :	乙 :	17番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22番 :	中山 学

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤利勝、係長：小野智裕、主任：奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年7月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、11番長谷川孝広委員、12番本間浩委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、6月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>6月25日、新潟県農業会議第136回通常総会及び市町村農業委員会会長会議が新潟市中央区の東映ホテルで開催され、会長が出席しております。</p> <p>7月10日、大長谷・鼓岡地区協議の場が開催され、地区の委員3名が出席しております。</p> <p>7月11日、黒川地区協議の場が開催され、地区の委員3名が出席しております。</p> <p>7月12日、高浜地区協議の場が開催され、地区の委員1名が出席しております。</p> <p>7月17日、乙地区協議の場が開催され、地区の委員5名が出席しております。</p> <p>7月18日、7月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、1班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>同日、中条・本条・柴橋地区協議の場及び竹島地区協議の場が開催され、地区の委員が中条・本条・柴橋地区においては5名、竹島地区においては2名出席しております。</p> <p>7月19日、築地地区協議の場が開催され、地区の委員2名が出席しております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、使用貸借の再設定が1件であります。</p> <p>1番の案件は、地本・八幡・古館地内の田畑について使用貸借権を再設定するもので、合計26筆で面積は32,416㎡であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、11番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る 7 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、1 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第 1 号議案は、使用貸借の再設定が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 2 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 2 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 2 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件、雑種地とするものが 1 件の計 2 件であります。</p> <p>1 番の案件は、村松浜地内の畑において、耕作条件が悪く、長年耕作されない状況にあった畑であります。</p> <p>2 番の案件についても同様に、下館地内の畑において、耕作条件が悪く、長年耕作されない状況にあった畑であります。</p> <p>申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたため、ご提案するものであります。</p> <p>議案書 3 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、11 番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお</p>

	願います。
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、新地目を原野とするものが 1 件、雑種地とするものが 1 件の計 2 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>新地目の原野と雑種地の違いは何ですか。</p>
事務局	<p>地目の分け方でございますが、法務局の地目の区分に則りまして判断しております。</p> <p>原野については、既に畑の形がまったくなく、耕作ではない草木の生育する状況であり、また周辺も同様の状況であることから周辺地目と比較して原野としております。</p> <p>雑種地につきましては、既に畑の形がなく、耕作ではない草木の生育する状況は同じであります。過去に人の手が加わった跡がみられることや、またこの下館の地番については屋敷の奥にある一画が区切られて農地であり、周辺農地などと接している状態でなく、屋敷と同じ区画内にある状態であるため、雑種地の判断をさせていただきました。最終的には登記地目変更時の法務局の判断となります。</p>
6 番	<p>地目の決定については、法務局が確認することになるのですか。</p>
事務局	<p>最終的に法務局が地目変更登記のあった際に確認します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書 4 ページをお願いします。</p>

	<p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。</p> <p>1 番については、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円であります。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 3 号議案の利用権設定の事前審査結果について、11 番長谷川孝広事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 3 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 3 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>これで、本日の全ての日程を終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、令和 6 年 7 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年7月25日

議 長

11 番

12 番
